

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

○大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成26年12月18日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(風致地区の種別)

第2条 市長は、風致地区をそれぞれの地域の特性に応じ、次に掲げる種別のいずれかに指定するものとする。

(1) 第1種風致地区 特に優れた自然的景観を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域

(2) 第2種風致地区 優れた自然的景観を有し、又は周辺に特に優れた自然的景観が存し、これらと調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、大町市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定した区域を変更する場合に準用する。

(許可)

第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更等」という。）

(3) 木竹の伐採

(4) 土石の類の採取

(5) 水面の埋立て又は干拓

(6) 建築物等の色彩の変更

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 前項の規定による許可には、都市の風致の維持上必要な限度において、条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で、別表第1に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

4 国若しくは地方公共団体の機関又は規則で定める公共的団体（以下この項におい

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

て「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為(前項に該当することとなるものを除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

(新たに風致地区が指定された場合等の特例)

第4条 新たに風致地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該指定され、又は拡張された区域内において、既に着手している前条第1項各号に掲げる行為に該当する行為については、同項の許可を受けることを要しない。

2 前項の場合において、当該行為(前条第3項に該当することとなるものを除く。)をしている者は、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の届出がなされた場合においては、前条第4項の規定による協議は要しないものとする。

(適用除外)

第5条 第3条第1項及び第4項後段の規定は、別表第2に掲げる行為については適用しない。この場合において、同表に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に通知しなければならない。

(許可の基準)

第6条 市長は、第3条第1項の許可の申請に係る行為で、別表第3に掲げる基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(許可事項の変更)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、変更後の行為が、同条第3項に該当することとなる場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可行為の中止)

第8条 第3条第1項又は前条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、原状に回復する等風致の維持に必要な措置を講じなければならない。

(許可行為の承継)

第9条 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可行為の完了)

第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するために必要な限度において、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をして
いる者若しくはした者

(3) 第3条第1項又は第7条第1項の許可に付した条件に違反している者

(4) 虚偽その他不正な手段により、第3条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置を執るべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行うことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、風致地区内における当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査又は調査（以下「立入検査等」という。）することができる。

2 前項の規定により立入検査等をする者は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 第11条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第3条第2項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に付せられた条件に違反した者

第16条 第12条第1項の規定による立入検査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長野県条例第16号）の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第2条第1項の規定による指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができる。

別表第1（第3条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 都市計画事業の施行として行う行為2 国、長野県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為4 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの。ただし、新築、改築又は増築後の建築物の高さが、第1種風致地区にあつては8メートル、第2種風致地区にあつては15メートルを超えることとなるものを除く。5 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの6 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転<ol style="list-style-type: none">(1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物(2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの(3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台(4) (1) から (3) までに掲げる工作物以外の工作物で、当該工作物の新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの7 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの8 次に掲げる木竹の伐採<ol style="list-style-type: none">(1) 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採(3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採(4) 仮植した木竹の伐採(5) この表又は別表第2に掲げる行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採9 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が前記7の土地の形質の変更等と同程度のもの10 面積が10平方メートル以下の水面の埋め立て又は干拓11 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更 |
|---|

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

- 12 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、当該堆積に係る面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- 13 前記1から12までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更等
 - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - オ 土石の類の採取であって、その採取による地形の変更がウの土地の形質の変更等と同程度のもの
 - カ 建築物等の色彩の変更で前記11に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で前記12に該当しないもの
 - (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業又は放送法（昭和25年法律第132号）による一般放送の業務（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）に限る。以下「一般放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（一般放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 - エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - オ 水面の埋め立て又は干拓

別表第2（第5条関係）

- 1 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）を連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 2 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

- 自動車専用道路を除く。)を連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- 3 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 5 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ又は第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(4に掲げるものを除く。)
- 6 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- 7 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 9 森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 10 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 11 森林法第5条第1項の地域森林計画に定める林道の開設又は管理に係る行為
- 12 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 13 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し、必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 14 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 15 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 16 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 17 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条第1項に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- 18 気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 19 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 20 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及び

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

これらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為	
2 1	放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
2 2	電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
2 3	ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
2 4	水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
2 5	道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）による信号機の設置又は管理に係る行為
2 6	文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 7 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 7 8 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 9 2 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 1 0 9 条第 1 項の規定により指定され、若しくは第 1 1 0 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、文化財保護条例（昭和 5 0 年長野県条例第 4 4 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された長野県宝、同条例第 2 5 条第 1 項の規定により指定された長野県有形民俗文化財、同条例第 3 0 条第 1 項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物及び大町市文化財保護条例（平成 1 7 年条例第 1 0 9 号）第 2 条の規定により指定された指定文化財（第 2 号に規定する指定無形文化財を除く。）の保存にかかわる行為
2 7	都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
2 8	自然公園法（昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
2 9	鉱業法（昭和 2 5 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為

別表第 3（第 6 条関係）

区分		基準
建築物等の新築	仮設の建築物等	1 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 当該建築物等の位置、規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	地下に設ける建築物等	当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の建築物等	1 建築物にあっては、当該建築物の高さが、第 1 種風致地区にあっては 8 メートル以下、第 2 種風致地区にあっては 1 5 メートル以下

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

		であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。 2 建築物にあっては、当該建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が、第1種風致地区にあっては10分の2以下、第2種風致地区にあっては10分の4以下であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 3 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「離隔距離」という。）が、第1種風致地区にあっては道路に接する部分が3メートル以上、その他に接する部分が1.5メートル以上、第2種風致地区にあっては道路に接する部分が2メートル以上、その他に接する部分が1メートル以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 4 建築物にあっては、当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 5 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われるものであること。
建築物等の改築		1 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。 2 建築物にあっては、改築後の建築物の形態及び意匠が、工作物にあっては、改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の増築	仮設の建築物等	1 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	地下に設ける建築物等	増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の建築物等	1 建築物にあっては、増築後の建築物の高さが、第1種風致地区にあっては8メートル以下、第2種風致地区にあっては15メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

	著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。 2 建築物にあっては、増築後の建築物の建ぺい率が、第1種風致地区にあっては10分の2以下、第2種風致地区にあっては10分の4以下であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 3 建築物にあっては、当該増築部分の離隔距離が、第1種風致地区にあっては道路に接する部分が3メートル以上、その他に接する部分が1.5メートル以上、第2種風致地区にあっては道路に接する部分が2メートル以上、その他に接する部分が1メートル以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 4 建築物にあっては、増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の移転	1 建築物にあっては、移転後の離隔距離が、第1種風致地区にあっては道路に接する部分が3メートル以上、その他に接する部分が1.5メートル以上、第2種風致地区にあっては道路に接する部分が2メートル以上、その他に接する部分が1メートル以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 2 移転後の建築物等の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
土地の形質の変更等	次に定める基準に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の形質の変更等に係る土地の面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては10分の5以上、第2種風致地区にあっては10分の3以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 (2) 土地の形質の変更等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (3) 面積が1ヘクタールを超える土地の形質の変更等にあっては、次に掲げる要件に該当すること。 ア 高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。 イ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ、市長が指定したものの伐採を伴わないこと。

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例

	(4) 面積が1ヘクタール以下の土地の形質の変更等で、高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
木竹の伐採	次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。 (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採 (2) 森林の択伐 (3) 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（土地の形質の変更等の項の(3)のイの市長が指定した森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの (4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採
土石の類の採取	採取の方法が、露天掘り（必要な埋め戻し又は植栽をすること等により、風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
水面の埋立て又は干拓	1 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 2 水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が、変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。